

制作委託契約書

委託者（以下：甲）は受託者 株式会社トータルセオリー（以下：乙）にたいして制作委託契約に同意して乙のウェブサイト上の注文フォームを送信することにより甲乙間の制作委託契約を締結する。

1条（品目）

1. 乙より提出された見積書に記載された品目、内容にたいして甲は乙に委託をする。

2条（制作料金）

1. 甲は乙より提出された見積書に記載された料金を支払うものとする。
2. 甲乙間の初回取引の場合には甲は料金の100%を乙に口座に前入金する。
3. 二回目以降は取引からは納品時又は甲乙協議の内容に応じて支払うを決めるものとする。

3条（委託内容）

制作する内容は見積書記載に定める。

4条（連絡）

1. 甲乙は制作の進行及び連絡には基本的に電子メールを利用します。
2. 電子メールの内容は送受信後7日以内に送信者に返信をしない場合、甲乙はメールの内容に承諾したものとします。

5条（制作の進行）

1. 甲乙は協議の上取り決めた制作進行に沿い速やかに対応をしなければならない。
2. 甲乙は不明な事項や質問について双方共に誠意をもって速やかに回答をする。
3. 甲は乙より制作進行に必要な情報、文章、画像等の提供の依頼があった場合には速やかに提出をしなければならない。
4. 甲乙は何らかの都合で制作の進行を延滞する場合には、乙に速やかに連絡をいれ、甲乙の協議の上スケジュールの再作成をする。

6条（印刷物の入稿確認）

1. 入稿とは印刷開始を指す。甲は乙より入稿の確認依頼をうけてから速やかに印刷見本となるデータを精査したうえ印刷の許可をだす。

2. 甲は乙に印刷の許可をだす前に印刷見本となるデータ（PDF）の文章、画像、写真などに誤植がないかのチェックを必ずする。
3. 甲は印刷の承諾後に誤字、脱字を含めた一切のミスが発見され、再修正及び再印刷の依頼をする場合には、これにかかる費用を別途支払うものとする。
4. 印刷開始から印刷物の変更をする場合には甲は乙に追加料金を支払わなくてはならない。

7条（納品）

1. 印刷物は甲の希望する所在地に商品が到着した時点が納品となる。
2. ホームページはインターネット上に一般公開した時点で納品となる。
3. 動画、写真は甲へサーバーまたはメールを通じて送信が完了した時点が納品となる。

8条（支払い条件）

1. 甲は乙より送られてくる請求書の入金期日に従い乙の銀行口座に料金を振り込んで支払う。
2. 注文商品にたいしての銀行振込手数料は甲が負担する。
3. 甲は乙へ印刷見本（初校）の提出日から90日以上経過しても入稿（印刷開始）に進まない場合、乙は甲にたいして注文料金にたいして前払い請求ができるものとする。
4. 甲乙間で支払いを月払い（契約年数あり／見積書記載）として定めている場合は、甲はその金額に従い毎月、月額料金支払いをするものとする。
5. 甲が支払いを30日以上滞った場合や乙との契約年数に達していない時点で解約を希望する場合は、甲は契約期間の残月数×月額費の残金を乙に一括で支払う。

9条（キャンセルについて）

1. 制作物の作成中に乙のメール送信日より14日以上、甲より返信がない場合、乙は甲を制作の進行する意思がないもとしてキャンセルすることができます。
2. 甲が乙への誹謗中傷するような行為、この他、乙が社会的道徳により不適切と判断した場合、乙は甲をキャンセルすることができます。
3. 甲がスケジュールを守れない、甲より制作に必要な情報が送られてこない、乙より質疑した内容について甲から回答がないなど、乙が甲との制作の続行が不可能と判断した場合も乙は甲をキャンセルすることができます。
4. この他本契約が守られないと判断した場合に乙は甲をキャンセルすることができます。

10条（キャンセル料金）

1. 制作期間中に甲乙間でキャンセルが発生した場合は、いかなる理由においても、甲はその時点までにかかった作業代金（人件費）を乙に支払わなければならない。

2. 支払い方法は、乙から送られる請求書の入金期限に従い、甲は乙の指定口座に振り込んで支払うものとする。

11条（追加料金）

ホームページのインターネットへの一般公開後に、乙が甲へ追加ページ、修正などの依頼の依頼をする場合には都度、費用は有償とする。

12条（延滞金）

甲は支払いを遅延する場合は支払期日の翌日から年利14.6%の延滞利息金がかかるものとする。

13条（デザイン案）

乙は初回打合せ（電話、メールでの打合せを含む）の内容に沿ったデザイン案を提出します。甲は提出されたデザインから、追加でデザイン案を希望する場合、甲は乙にたいして別途デザイン料金を支払うものとする。

14条（追加注文、その他の注文）

本契約書に関する見積書以外の追加商品の注文、その他の注文については、甲乙間でのメールまたは電話での注文でも契約を締結ができるものとする。これらの追加注文についても本基本契約の条項はすべて適用されるものとする。

15条（著作権）

1. 乙が制作に使用したスクリプト、画像、素材、デザインは乙の著作物となり、甲が提供した原稿、画像、素材は甲の著作物となる。
2. 甲は乙より送られた印刷見本などのデータを無許可で二次利用することはできない。
3. 甲が乙に制作データの譲渡を希望する場合は有償にて甲より買取りとする。
4. 乙は制作物に関して甲の承諾を得ることなく乙のマーケティング活動として使用することができる。

16条（保守・管理・解約）

1. 甲乙間でホームページ、サーバー、ドメイン、SEO、ネット広告などの月次及び年次の管理契約中に、甲が解約を希望する場合には解約できる有効期限内に乙へメールにて解約申請をしなくてはならない。
2. 乙は甲より解約申請の申し出がなく月次及び年次の料金の支払いのない場合には、乙は甲にたいして一度の通達後に契約を解除できるものとする。

3. 乙は契約解除後に甲のホームページ及び印刷物のデータ、書類のすべてを削除できるものとする。
4. 乙が何らかの事情により15条1項の内容について契約解除をする場合には、事前に甲へ契約終了の通達をすることにより甲はそれに承諾しなくてはならない。

17条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、事前の書面による承諾なく、本契約の地位を第三者に承継させ、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に引き受けさせ又は担保に供してはならない。

18条（協議）

本契約において定めがない事項及び本契約の条項の解釈について協議が生じた場合は民法その他の法令に従い、誠意をもって協議して解決するものとする。

19条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本契約に関する準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関する訴訟については東京地方裁判者を管轄裁判所とする。